

(指定管理者)

株式会社アクト・テクニカルサポート

横浜市鶴見公会堂

☎ (045) 583-1353

ご利用案内

【ご利用にあたって】

- ◆ 講堂、ロビーは飲食できません。お水等の水分補給は可です。全館禁煙・アルコール類禁止です。
- ◆ ゴミ箱はありません。ゴミは全てお持ち帰りください。
- ◆ 会議室・和室での大きな音出し（楽器演奏、ダンス、歌唱等）はできません。
- ◆ 許可なくチラシ等への公会の堂電話番号、メールアドレスの掲載はできません。
- ◆ 利用時間は、準備、後片付け、終了後点検、退室までの時間を含みます。
- ◆ イベント開催時は、ロビーの混雑緩和にご協力をお願いします。
- ◆ オーケストラ、ダンス、和太鼓など大きな音出し（声出し）を伴う催し物は、全館利用をお願いします。
- ◆ 物品販売、カタログ販売、展示等を目的とした利用はできません。
- ◆ 駐車場はありません。JR等公共交通機関をご利用下さい。
- ◆ 館内はスタッフの指示に従ってください。

【使用禁止となるもの】

- ◆ バミリは、養生テープなどをお使い下さい。跡の残るガムテープ、セロテープ等は使用禁止です。
- ◆ 衣装、髪などのきらきら光るラメ、ドレスストーン、紙吹雪など、清掃困難なもの、傷がつくものは使用禁止です。
- ◆ 防火管理上、スモーク（含水溶性）は使用禁止です。

【開館時間】 午前9時から午後10時まで。

【休館日】 毎月第3月曜日（祝日は翌日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

【受付】

- ◇ 来館受付：午前9時から午後8時30分まで。料金支払は午後8時まで。
- ◇ 電話受付：午前9時から午後9時50分まで。電話での予約受付は午前10時から。

◇予約受付（横浜市民又は市内団体）

講堂（会議室等同時利用を含む）	利用日の6か月前の同一日
会議室・和室	利用日の3か月前の同一日

1. 講堂は複数利用申込みがあった場合は、スタッフ抽選とします。
2. 受付日翌日以降は、空きがあれば申込み順で受付します。※来館受付を優先。
3. 他都市市民又は市外団体は、利用日の1か月前から受付します。

◇抽選

1. 講堂利用は、利用日の6か月前の同一日（休館日は翌日）に正午まで受付します。正午の時点で複数の利用申込みがあった場合は、スタッフの抽選で決定します。
2. 抽選結果は、抽選日の12時以降に申込者本人に直接連絡します。午後3時までに申込者本人に直接連絡取れなかった場合は、抽選結果は順次繰上げとします。
3. 利用申込は、1回とします。複数申込みが認められた場合は無効とします。
4. 抽選参加は、横浜市民又は市内団体に限りません。

◇利用時間

利用時間は、準備、後片付け、点検、退室までの時間となります。

施設	利用時間帯	利用時間
講 堂	昼 間	午前9時から午後5時まで
	夜 間	午後5時30分から午後9時30分
	昼夜間	午前9時から午後9時30分
会議室 和 室	午 前	午前9時から正午まで
	午 後	午後1時～午後5時まで
	昼 間	午前9時～午後5時まで
	夜 間	午後5時30分から午後9時30分
	昼夜間	午前9時～午後9時30分

◇料金支払（利用料「別表」）

1. 利用料金は現金で即納、又は利用申込み後10日以内に支払いをお願いします。
2. 連絡がなく10日以内に支払いがない場合は、利用許可を取消すことがあります。

◇割増料金

- 1.土曜日、日曜日及び祝日の利用料金は2割増です。
土日祝割増料金 = (基本料金 + 入場料等割増) × 1.2
- 2.入場料等割増(出演料、参加料、材料費、教材費等)
(1)入場料等が1,000円以上2,000円未満の場合は、利用料金の5割増。
(2)入場料等が2,000円以上の場合は、利用料金の10割増。
- 3.付属設備には、割増料金は適用しません。

◇料金の返還

- 1.利用取消の場合は、利用日の1か月と1日前までに取消申請書の提出があれば、利用料の8割を返還します。※公会堂都合による場合を除く。
- 2.利用施設の一部取消、附属設備の取消及び持込器具電気料は返還しません。

◇連続利用の制限

連続3日を超える利用はできません。

◇施設の利用

- 1.利用当日は、利用許可書を窓口に掲示し、スタッフの指示に従って下さい。
- 2.必要と認める場合は、利用中の施設にスタッフが立ち入る場合があります。
- 3.利用終了後のスタッフ点検終了後に退館をお願いします。

◇利用の制限

- 1.物品販売、展示、カタログ等を目的とした利用はできません。
- 2.飲食、葬祭等を目的とした利用はできません。
- 3.通路、ロビーのみの利用はできません。
- 4.施設や設備等を損壊、汚損または滅失するおそれがある場合は利用できません。

◇利用の変更

- 1.利用の変更は、利用の3日前までに「変更許可申請書」(第3号様式)を提出願います。
- 2.利用の3日前までに変更申請書の提出がない時は、変更を取消す場合があります。
- 3.変更申請には交付を受けた利用許可書を添付して下さい。
- 4.変更は1回とします。但し、公会堂都合等による場合を除く。
- 5.変更により、既納の利用料金に過納が生じた場合は、過納額は返還しません。
- 6.変更により、既納の利用料金に不足が生じた場合は、不足額を徴収します。

◇変更の不許可

1. 利用者、利用目的などの許可の主たる内容に著しい変更のある場合。
2. 利用権の譲渡とみなされるとき。
3. その他変更申請を行う正当な理由がないと認められる場合。

◇利用の許可

1. 利用許可に必要な場合、利用目的・内容等について説明を求める場合があります。
2. 指定管理者は、公会堂の利用許可に管理上必要な条件を附することができます

◇利用の不許可

1. 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
2. 火気・スモークの使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合であって、これに対す対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
3. 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
4. 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われる恐れがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき。
5. 当該利用により多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。
6. 当該利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
7. 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
8. 定員を超える利用のとき。
9. 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
10. 物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
11. 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
12. スタッフの指示に従わないなど、利用の不許可が妥当と認められるとき。

◇利用許可の取消等

1. 前各項に該当する場合、又は前各項に準ずると認められるとき。
2. 台風、地震等の自然災害等によるとき、公会堂都合等によるとき。

◇ 優先予約

1. 横浜市が利用する場合及び共催又は後援する行事等に利用する場合は、受付開始日以前であっても優先的に受付を行います。

2. 優先予約は、電話での受付はしません。優先利用予約依頼書（10号様式、13号様式）又は減免申請書（第7号様式）の提出により仮予約で受付します。

3. 優先利用申込は、全ての書類の提出を持って正式に予約を受付します。

4. 優先枠は、土日祝、平日ともにそれぞれの暦月日数の2分の1以下とします。

5. 提出書類

優先区分	提出書類					
	利用許可申請書（1号様式）	優先予約依頼書（10号様式）	優先予約依頼書（13号様式）	減免申請書（7号様式）	名義使用承諾通知書	共催証明書
主催	◎	◎		◎		
共済	◎	◎		◎		◎
後援	◎		◎		◎	

注）教育委員会関連行事は、「市立小中学校の公会堂利用について（通知）」市地施第356号（平成23年11月15日）等により取扱います。

優先書類のメール送信希望は、公会堂ML宛に空メールを送信して下さい。※送信連絡要

【鶴見公会堂ML】 info@yokohama-tsurumikoukaido.jp tel 583-1353

鶴見公会堂 利用料

赤・・・土日祝2割増=(基本料金+入場料割増)×0.2

改訂日:令和6年4月23日

時間帯 利用施設	昼間 午前9時～午後5時			夜間 午後5時30分～午後9時30分	昼夜間 午前9時～午後9時30分
	全館	22,700円 27,240円(4,540)			18,800円 22,560円(3,760)
講堂 固定席 343席 移動席 224席 計 567席	15,000円			14,000円	29,000円
	18,000円(3,000)			16,800円(2,800)	34,800円(5,800)
時間帯 利用施設	午前 午前9時～正午	午後 午後1時～午後5時	昼間 午前9時～午後5時	夜間 午後5時30分～午後9時30分	昼夜間 午前9時～午後9時30分
	1号会議室 42名 55㎡	800円 960円(160)	1,100円 1,320円(220)	1,900円 2,280円(380)	1,200円 1,440円(240)
2号会議室 51名 64㎡	1,000円 1,200円(200)	1,300円 1,560円(260)	2,300円 2,760円(460)	1,400円 1,680円(280)	3,700円 4,440円(740)
3号会議室 42名 59㎡	900円 1,080円(180)	1,200円 1,440円(240)	2,100円 2,520円(420)	1,300円 1,560円(260)	3,400円 4,080円(680)
和室 40名 20畳	600円 720円(120)	800円 960円(160)	1,400円 1,680円(280)	900円 1,080円(180)	2,300円 2,760円(460)

時間帯 付属設備	午前 午前9時～正午	午後 午後1時～午後5時	昼間 午前9時～午後5時	夜間 午後5時30分～※午後9時30分	昼夜間 午前9時～※午後9時30分
	ピアノ カワイ	1,500円	1,500円	3,000円	1,500円
拡声装置 マイク・スピーカー	1,500円	1,500円	3,000円	1,500円	4,000円
照明設備 (照明卓・袖照明)	1,500円	1,500円	3,000円	1,500円	4,000円
*音響装置/台 CD・カセット等	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	3,000円
プロジェクター	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	6,000円
DVDプレーヤー	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	3,000円

特別設備設置料(持込み器材電気代)	200円/1kw
-------------------	----------

入場料等 割増	1,000円未満	割増なし
	1,000円～1,999円	使用料の5割増
	2,000円以上	使用料の10割増

<入場料等> 参加料、出演料、受講料、受験料、資料代、材料費等、他類するもの

◇ 音響設備利用料 ※拡声装置と同時利用

音源	音響装置		利用料/台				
	サブミキ	音響卓	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間
CD	○	○	1,000	1,000	2,000	1,000	3,000
MD		○	1,000	1,000	2,000	1,000	3,000
カセット	○	○	1,000	1,000	2,000	1,000	3,000
USB		○	1,000	1,000	2,000	1,000	3,000
SD		○	1,000	1,000	2,000	1,000	3,000
CF		○	1,000	1,000	2,000	1,000	3,000
イヤホン ジャック	○						

※パソコンやスマホ等から音出しする場合は、拡声装置料がかかります。マイクは、拡声装置料金に含みます。

横浜市鶴見公会堂の利用許可申請にあたって (利用の不許可)

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
- (2) 火気・スモークの使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- (3) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- (4) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあると判断されるとき。
- (5) 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。
- (6) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (7) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
- (8) 定員を超える利用のとき。
- (9) 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
- (10) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
- (11) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消、その防止に努めており、本市の施設を利用するに当たっては、本市の施設利用に際しては、ご理解とご協力をお願いします。

ご利用前チェック

□ 利用の不許可の項目を確認しました【ご利用前】

◇利用日 令和 年 月 日 ()

◇団体名 _____

ご利用後チェック

◇利用施設 全館・講堂・1号室・2号室・3号室・和室

【ご利用後チェック】

- 後片付け、清掃、原状回復を確認しました。
- 忘れ物・落とし物のチェック、ゴミの持ち帰りを確認しました。

(公会堂確認)

:

確認者 _____ : _____ 利用人数 _____ 名

チェック確認者

注)利用時間内に、終了後チェック完了、退室をお願いします。

鶴見公会堂へのアクセス

- ◇ 電話 (045) 583-1353 (午前9時から午後9時50分) 休館日 第3月曜日 (※祝日は翌日)
- ◇ 住所 横浜市鶴見区豊岡町2-1 フーガIビル 西友6F
- ◇ 公会堂には駐車場はありません。JR等公共交通機関をご利用下さい。

(交通のご案内)

- ・JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車徒歩1分
- ・京浜急行線「京急鶴見駅」西口方面下車徒歩5分
- ・荷物車両は、フーガIビル防災センターへの届出と道路使用許可書(有料)が必要です。

【アクセス】

